

イベントなどが延期・中止、施設等が休館になる場合があります。実施の有無等、くわしくは区HPまたは電話でご確認ください。  
 健診・講座・相談などに参加される際には、**マスクの着用**をお願いします。



**みんなの掲示板**

**生野区卓球大会(団体戦) 要申込**

- とき** 11月22日(日) 受付9:00
- ところ** ゼット生野スポーツセンター (巽西1-1-3)
- 競技方法** 団体戦(男子の部・女子の部) 2シングル・1ダブルスを行い、2勝先取したチームを勝ちとする。(リーグ戦)
- 募集** 1チーム3名以上(先着64チーム)
- 参加費** 1チーム3,600円 ※学生3,000円
- 申込み** チーム名、代表者の氏名・住所・電話番号、男・女別、選手全員の氏名を記入のうえ、10月17日(土)～11月1日(日)に、参加費を添えて(問合せ)まで。  
 ※ご来場の際は、必ずマスクを着用してください。
- 問合せ** 生野区体育厚生協会 (担当:西原卓球部長) 〒544-0015 生野区巽南3-3-7 ☎・FAX06-6754-5830

**なんでも相談いらっしゃ〜い 無料**

- 「どこに相談にいったらいいかわからない」といった困りごとをなんでも相談できます。
- とき** ①10月28日(水) ②11月25日(水) 10:00～16:00(受付15:30まで)
  - ところ** 生野区民センター(勝山北3-13-30) ①3階302会議室 ②2階201会議室
  - 問合せ** なんでも相談いらっしゃ〜い ☎080-3811-0650

ここでは地域の方々からの情報を掲載しています。掲載希望月の2か月前の5日までにご連絡ください。なお、紙面の都合で掲載できない場合もあります。※政治・宗教・営業活動に関する記事は掲載不可

**問合せ** 区企画総務課 4階45番 ☎06-6715-9683 FAX06-6717-1160

**くらしの相談**

無料

●区役所での各種専門相談(対象:市内在住の方)

★印は 要予約

内容	相談日	時間	受付
★法律相談(弁護士) (定員:13日24組 20・25・27日16組)	10月13日(火) 20日(火) 27日(火)	13:00～17:00 (1組30分)	電話にて当日9:00～16:00 に予約受付(先着順) <b>予約電話</b> ☎06-6715-9683
	10月25日(日)	9:30～13:30 (1組30分)	電話にて10月22日(木)および 23日(金)の9:30～12:00に 予約受付(先着順) <b>予約電話</b> ☎06-6208-8805
司法書士相談	10月 8日(木)	13:00～16:00	15:00まで実施場所前*で受付 (先着順) 注)待ち人数によっては、 お断りする場合があります。
行政書士相談	10月15日(木)		
不動産相談	10月22日(木) 11月 5日(木)		
行政相談	10月21日(水)		
税務相談	11月 6日(金)		
社会保険労務士相談	10月16日(金)		
就労相談	10月14日(水)	13:30～16:00 (16:00～17:00は事前 予約者のみ) <b>予約電話</b> ☎0120-939-783)	15:30まで実施場所前*で受付 (先着順) 注)待ち人数によっては、 お断りする場合があります。

※実施場所は、相談日の当日に区役所1階の総合案内でご案内します。

**問合せ** 区企画総務課 4階45番 ☎06-6715-9683 FAX06-6717-1160

●10月19日(月)～25日(日)は「行政相談週間」  
 「相続・登記・税金・年金など行政なんでも相談所」を開設

要予約

各機関から専門の担当者が出席し、無料でご相談に応じます。

- とき** 10月23日(金) 10:00～16:00 **ところ** 中央区民センター ホール(中央区久太郎町1-2-27)
- 出席機関** 大阪法務局、大阪労働局、大阪府、大阪市、日本年金機構、大阪弁護士会、近畿税理士会など
- 予約方法** 10月13日(火)～10月16日(金)に電話で(問合せ)へ(受付時間 9:00～17:00)
- 問合せ** 近畿管区行政評価局 行政相談課 ☎06-6941-8358 FAX06-6941-8988

●犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

大阪市では、犯罪被害者やその家族・遺族が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活をおくることができるようになっていただくため、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置しています。犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

- とき** 平日9:00～17:30 **ところ** 市民局人権企画課(市役所4階)
- 問合せ** 市民局ダイバーシティ推進室 人権企画課 ☎06-6208-7489 FAX06-6202-7073

老朽住宅を所有している方へ

**こんなお悩みありませんか?**



古い住宅の建替え・解体費用の一部を補助します!(一定の要件あり)

- ①古いアパートや長屋などを集合住宅に建替える場合
- ②優先地区内において、未接道敷地等を解消するために隣地を平成30年4月1日以降に取得し、戸建住宅に建替える場合
- ③優先地区内において、幅員4m未満の道路に面する昭和25年以前建築の木造住宅(重点整備エリアでは幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前建築の木造住宅)を解体する場合
- ④優先地区内の重点整備エリアにおいて、昭和56年5月31日以前建築の木造住宅を解体し防災空地として活用する場合(土地の固定資産税・都市計画税は非課税になります。)

生野区内の「優先地区」は、今里筋から西側(生野線以北)の区域になります。限度額や要件について、くわしくはお問い合わせください。

- 問合せ** ①②③都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口 ☎06-6882-7053 FAX06-6882-0877
- ④都市整備局市街地整備部住環境整備課・密集市街地整備担当 ☎06-6208-9234 FAX06-6202-7025

また、①～④の補助の対象である場合、居住者の方の移転先として、生野南部再開発住宅(市営住宅)をご活用いただける場合があります。くわしくは(問合せ)まで。

**問合せ** 都市整備局市街地整備部生野南部事務所 ☎06-6717-8266 FAX06-6717-8251

